

東京海上・上場オルタナティブ・アセット・マネージャーズ戦略ファンド

愛称:オルタナゲート 追加型投信/内外/資産複合

足もとの状況と今後の見通し

アンソロピック・ショックによる株価急落

1月末、米国AI企業のアンソロピック社が専門職業務の自動化ツールを発表し、**ソフトウェアおよび投融資を行う金融関連企業の株価が急落**しました。加えて、ブルー・アウル・キャピタル社など一部の運用会社のプライベート・デットファンドが解約受付を停止したことなどから当ファンドも軟調に推移しています。

ソフトウェア企業への影響

1. ソフトウェアサービスの需要減少

AIによる業務代替⇒企業における人員削減が加速
サービスの利用者数減少⇒企業の売上高減少

2. ソフトウェア開発競争環境の激化

AI活用でソフトウェア開発効率化⇒市場参入障壁低下
競争激化⇒価格競争、利益率低下

当ファンドが投資するオルタナティブ関連企業への影響

1. ソフトウェア企業向けの投融資

- ・ オルタナティブ関連運用会社はプライベート・デットファンドを通じてソフトウェア企業へ投融資
- ・ ソフトウェア企業の業績悪化は、オルタナティブ関連運用会社のポートフォリオに直接的な影響を与える構造

2. 信用リスクの上昇

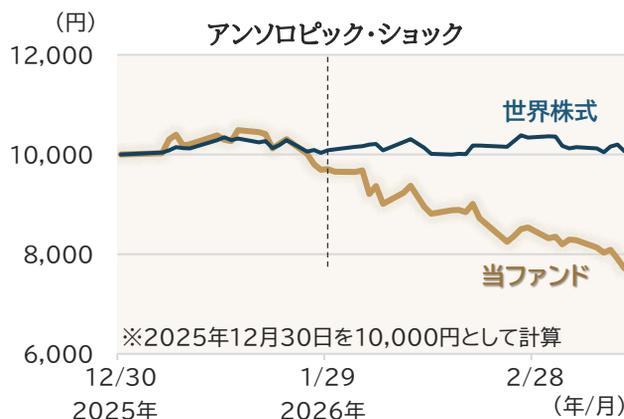
- ・ ソフトウェア企業の業績悪化により、投融資におけるデフォルト(債務不履行)率の上昇懸念
- ・ 運用資産残高の減少やファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性

3. 解約リスクと資産減少

- ・ デフォルト率の上昇による信用不安などから投資家の解約請求の増加懸念
- ・ 解約増加は預かり資産残高の減少、運用会社等の収益基盤を脅かす要因に

<年初来の基準価額推移および騰落率>

2025年12月末～2026年3月13日、日次



出所:ブルームバーグ

世界株式:MSCI ACワールド指数(税引後配当込み、円換算ベース)

※基準価額は、1万円当たり、信託報酬控除後で表示しています。※MSCI ACワールド指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記に記載の銘柄は、2026年2月末時点の東京海上・上場オルタナティブ・アセット・マネージャーズ戦略マザーファンドの保有銘柄ではありません。また、記載の銘柄の当ファンドへの今後の組み入れを示唆・保証するものではなく、これらの銘柄の売買を推奨するものではありません。

※上記は一例であり、すべてを表すものではありません。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果や動向などを示唆・保証するものではありません。

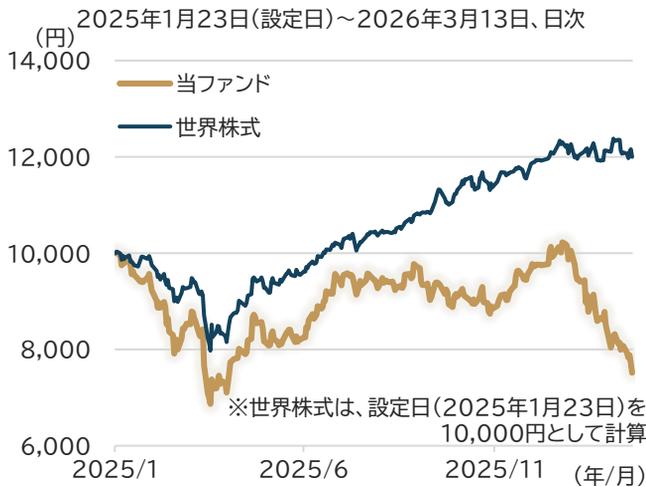
今後の見通し

短期的には、AI企業の新ツール発表によるソフトウェア企業の業績懸念や、プライベート・デットファンドが投資する債権等のデフォルト率上昇、ファンドからの資金流出などにより、**当ファンドは値動きの大きい状況が続くと予想されます**。しかし、米国経済は力強く成長しており、FRB(米連邦準備制度理事会)の**追加利下げ**で企業の借金返済負担が軽減されることも想定されることに加え、**AIによるソフトウェア企業への影響やプライベート・デットファンドの運用状況が想定ほど深刻でないことが明らかになれば**、当ファンドが投資を行う**オルタナティブ関連企業の株価も落ち着きを取り戻すと予想**しています。

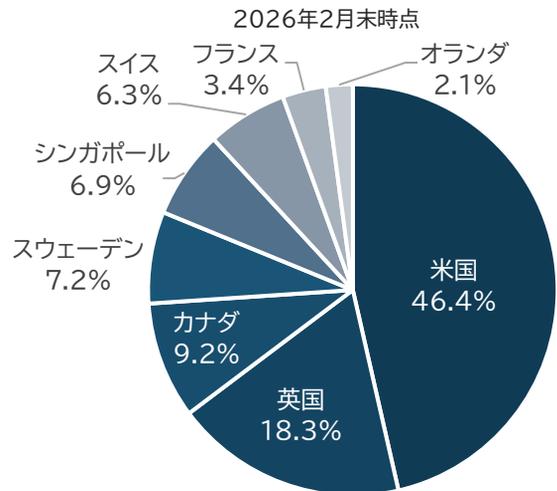
中長期的には、銀行融資を補う資金調達手段としてプライベート・デット市場の重要性が高まり、投資家の高利回り志向や分散投資ニーズの高まりから、市場は拡大していくと考えています。その結果、当ファンドの投資対象である**オルタナティブ関連企業にとっても追い風となる**ことが期待されます。

当ファンドの状況

< 基準価額推移 >



< 上場国別構成比 >



< 組入上位5銘柄 >

2026年2月末時点

組入銘柄数:21

銘柄名 上場国 形態	比率 (%)	銘柄概要
ブルックフィールド カナダ 上場投資会社	8.9	カナダ・トロントに本社を置く100年以上の歴史を有するオルタナティブ・アセット運用会社。世界最大規模の通信塔や、シンガポール~ニューヨーク間往復に匹敵する鉄道網を所有・運用。
カーライル・グループ 米国 上場運用会社	7.5	1987年創業の米国のオルタナティブ・アセット運用会社。プライベートエクイティ、プライベートデット、不動産、インフラなど、様々なオルタナティブ資産へ投資を行う。
アポロ・グローバル・マネジメント 米国 上場運用会社	7.4	1990年設立、オルタナティブ投資および退職年金資産形成サービスを主力とする運用会社。
EQT スウェーデン 上場運用会社	7.0	プライベート・エクイティ、不動産、インフラへの投資を展開するオルタナティブ・アセット運用会社。英国のペット保険会社や欧州の再生可能エネルギー事業会社等に投資。
3iグループ 英国 上場投資会社	7.0	1945年に設立された英国の投資会社。プライベート・エクイティおよびインフラ投資を専門とし、ヨーロッパおよび北米の中規模企業への投資が主力。

出所:ブルームバーグ、各社HPをもとに東京海上アセットマネジメント作成

世界株式:MSCI ACワールド指数(税引後配当込み、円換算ベース)

※基準価額は、1万円当たり、信託報酬控除後で表示しています。※MSCI ACワールド指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※比率は保有株式の時価総額に占める割合です。※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

※形態は東京海上アセットマネジメントによる分類です。

※上記に記載の銘柄は2026年2月末時点の東京海上・上場オルタナティブ・アセット・マネージャーズ戦略マザーファンドの保有銘柄です。また、記載の銘柄の

当ファンドへの今後の組み入れを示唆・保証するものではなく、これらの銘柄の売買を推奨するものではありません。

※上記は当資料作成時点の当社の見解であり、今後予告なく変更となる場合があります。

※上記は過去の実績および将来の見通しであり、将来の運用成果や動向などを示唆・保証するものではありません。

1 日本を含む世界の取引所に上場されている、オルタナティブ投資を行う運用会社の株式および投資信託証券に投資を行います。

※投資信託証券には、インフラ投資信託証券、REIT(不動産投資信託証券)、未上場企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券を含みます。ファンドが投資する上場投資信託証券を「上場ファンド」ということがあります。

- 時価総額等を勘案し、オルタナティブ投資事業を行い、オルタナティブ投資の市場拡大の恩恵を受けると判断する銘柄を抽出します。
- 投資銘柄の選定およびポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄の成長性や収益性、財務状況等のファンダメンタルズ分析に加え、バリュエーションおよび流動性等を勘案して行います。

株式や債券といった伝統的な資産や運用手法への投資に代わる、プライベート・エクイティ、プライベート・デット、不動産、インフラ等のオルタナティブ・アセットや運用手法への投資をオルタナティブ投資といいます。

ファンドの投資対象について

✓ファンドは上場運用会社および上場投資会社の上場株式および上場ファンドへ投資します。上場株式および上場ファンドは取引所を通じて売買が可能です。

✓上場運用会社の収益は、上場運用会社が運用するファンドから得られる報酬等です。

✓上場投資会社、上場ファンドの収益は、オルタナティブ・アセットへの投資から得られる収益等です。

※上記は、投資対象の投資形態・特徴の例を示したものであり、全てを表すものではありません。

※上場運用会社の収益は、上場運用会社が運用するファンドから得られる報酬等であり、その株価は、運用するファンドの投資成果(リターン)が直接反映されるものではありません。運用するファンドの投資成果(リターン)が良好であっても、運用残高が減少した場合には、運用会社の収益は減少し、その株価も下落する場合があります。

2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

SBI証券

商号等：株式会社SBI証券

金融商品取引業者、商品先物取引業者
関東財務局長(金商)第44号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人日本STO協会、日本商品先物取引協会
一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

■ 設定・運用 お問い合わせは

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会



東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※営業日の9:00~17:00

【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

<p>価格変動リスク</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>上場ファンドの価格は、保有資産の評価の下落、保有資産の市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>ファンドが投資する株式および投資信託証券の発行体である上場運用会社、上場投資会社および上場ファンドは、未上場企業の株式等を対象に投資事業を行うものを含みます。未上場企業の株式等は取引所で売買されないため上場株式と比較して発行企業の情報が少なく、価格は発行企業の動向(上場、M&A等)の影響を受けます。また、流動性が低く、不利な価格での取引をせざるを得なくなる等、流動性リスクや各種リスクの影響が大きくなる可能性があります。これらの発行体が投資する未上場企業の株式等の価格が下落することにより、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>上場運用会社、上場投資会社および上場ファンドの収益は、主にオルタナティブ投資事業から得られます。これらの発行体の収益は、オルタナティブ・アセットの市況、オルタナティブ投資事業に関する市場動向等の影響を受けます。これらの発行体が投資する資産の価格が下落することにより、発行体の収益に影響を与え、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる可能性があります。</p>
<p>特定のテーマへの集中投資リスク</p>	<p>ファンドは、オルタナティブ投資事業を行い、オルタナティブ投資の市場拡大の恩恵を受けると判断する銘柄に集中的に投資するため、幅広い業種・銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>信用リスク</p>	<p>組入有価証券の発行体の信用状況(経営や財務状況等)が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想され、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>金利変動リスク</p>	<p>インフラ投資信託証券およびREITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金利の上昇により発行体の債務返済負担が増加することがあります。金利の変動により、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>カントリーリスク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。</p> <p>さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる可能性があります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>法制度等の変更リスク</p>	<p>インフラ投資信託証券およびREITに関する法制度(税制・建築規制等)の変更により、組入銘柄の価格が下落、配当金が減少した場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日
信託期間	2045年12月5日まで(2025年1月23日設定)
繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	12月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※ 上記は作成日時時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用(購入時・換金時)

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(保有時)

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年率0.9009%(税抜0.819%) を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)を乗じて得た額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。
※ファンドが実質的に投資する上場ファンドについては、市場の需給等により価格形成されるため、上場ファンドの費用は表示していません。